

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

令和 8 年 6 月に判明した下水道使用料の賦課漏れについて、町民の信頼を著しく損ねた責任の一端を表して、町長及び副町長の給与を減額するため、開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年開成町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～9 （略） <u>（給料月額の特例）</u> 10 令和8年4月1日から同年9月30日 ____までの町長の給料月額は、 <u>第2条</u> <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規</u> <u>定による額に100分の80を乗じて得た額</u> <u>とする。</u> 11 <u>令和8年10月1日から令和9年3月31</u> <u>日までの町長の給料月額は、第2条第</u> <u>1項の規定にかかわらず、同項の規定</u> <u>による額に100分の70を乗じて得た額と</u> <u>する。</u> 12 <u>令和8年10月1日から令和9年3月31</u> <u>日までの副町長の給料月額は、第2条</u> <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規</u> <u>定による額に100分の95を乗じて得た額</u> <u>とする。</u>	附 則 1～9 （略） <u>（給料月額の特例）</u> 10 令和8年4月1日から令和9年3月 31日までの町長の給料月額は、 <u>第2条</u> ____の規定にかかわらず、 <u>同条の規</u> <u>定による額に100分の80を乗じて得た額</u> <u>とする。</u> (新設) (新設)

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。